

高松宮家伝来禁裏本『後土御門院御百首部類』所収
「百首（御製・勝仁親王、『霞』以下一字題）」について

本山 八重子

はじめに

について考察を加える。

一 百首（御製・勝仁親王、『霞』以下一字題 雅親点）

国立歴史民俗博物館（以下「歴博」と称す）蔵高松宮家伝来禁裏本『後土御門院御百首部類』には六種の百首が合写されている。外題は靈元天皇宸筆で江戸中期の写本である。その中に「百首（御製・勝仁親王、『霞』以下一字題 雅親点）」（以下「本百首」と称す）という冊子本が含まれている。

一方、「後土御門天皇 後柏原天皇御歌巻物」（後柏原天皇宸翰 飛鳥井栄雅点）という巻物が曼殊院に伝来しており、その巻頭九首と巻軸三首および奥書の影印が『室町時代美術展図録』（一九六七年京都国立博物館発行）に掲載されていて、その所収歌が「本百首」の歌に一致する。

本稿では、この二つの資料の関係性を検討するとともに、古記録等を参照しつつ、「本百首」の成立の時期ならびに、関連する事項

「本百首」は、袋綴、半丁十一行、一首一行書き、すべて一字題（春十五首・夏十首・秋十五首・冬十首・雑五十首）で、後土御門天皇の御製と勝仁親王の御詠二首で構成され、飛鳥井栄雅による批点が付されている。

批点のない歌には作者名が表示されず、批点の付された歌は、無記名により御製を暗示し、「勝一」という諱の一部表記で勝仁親王の歌を示している。紙面の都合ならびに、「後土御門天皇 後柏原天皇御歌巻物」の図録所収歌との比較のために、

- ・巻頭の九題（図版1に梨題まで掲載）
- ・飛鳥井栄雅の評語・添削が加えられた歌、七題
- ・巻軸の三題並びに奥書（ともに図版2に掲載）

を次に翻刻する（栄雅による合点は歌の冒頭に「／＼」記号で示す）。

桃

〔巻頭〕

霞

富士のねの煙の末もかく山や空もひとつに霞たなひく

野も山も霞わたりていつのまに草木ははるの色をわかまし

鶯

この朝け谷の戸いてし鶯のはや人なる、音にも鳴なり

春来ても色はかはらぬ竹のはにそよや時しる鶯のこゑ

梅

紅にさかぬ梅をもみな人のあくにかへりし色とやはみむ

橘にあらぬ物からうつしもて袖のかふかし軒の梅かえ 勝―

柳

春やまたいたりいたらぬうすくこくみとりを分る岸の柳は

草も木も何れはあはれと置露や柳にみえてまつみたるらん

蕨

花さかぬものとや賤も野へに出て心のまゝにわらひおるらし

都には若なつむ日の後までも雪におりみぬ峯のさわらひ

桜

かくしつゝ、花やうつろふ色ならん昨日もいひしけふのさかりは 勝―

いかならむよものさくらの花をみなたゝおほうちの山とおもは、

三千とせのはるをや桃に契置て松のはなさく後にまぢみん

くちなしの色にはあらて咲も、の花ものいはぬ春もへにけり

梨

山賤は我家なしの花をたに春のやとりと陰たのむらし 勝―

浪の色におふのうらなく咲はなの片枝さしおほふ陰もわかれす

雉

立さらてき、すなく也うらわかみねよけにみゆる野への若はに

秋の鹿のおなし思ひにいつよりか春のき、すも妻をこふらむ

〔評語・添削が付された歌〕

躑

下枝まつもみちする木とみるはかり松かけてらす岡つゝ、し哉

はるふかき木々の青はの色かへて又めつらしく咲躑かな 勝―

鶯

さえくぬ雲やましりて此夕ふりくる雨に雪のそふらん ましれる鶯

降出るほとはみそれの晴やらぬ空やそのまゝ、雨となるらむ 勝―

椎

椎葉のつれなき色も山人のはや霜ゆきに折やたつらん く葉

秋の色にもれし梢はおとりたくもおしけにもあらぬ峯の椎葉 勝―

夜

明やすく明やらぬよもぬるかうちにいかに分ける心なるらん

葛城の神に心やかよふらんよなくかくる夢のうきはし

勝一

此かつらきの橋大略か様に候へく候、古哥の候つるやに存候、
但庭花もらて作者以下慥不覚候、追可注進之候、

河

水無瀬河ふかくもたのむしるしにやみはけふまでもありて行らん

庭にせく流にみはや山河の石間をつたふ水のきよさをけしき勝一

庵

岩のかき雲のとさしも山陰かくれかどにむすふ庵のたよりならずや

山をしめ野へをたよりの草の庵何れかやすきすまひ成らし

牛

里はなをすゑにありとやあけまきの牛引帰る野へそはるけき

荒わたる庭をのらとやあけまきの牛はなちかふ宿のあはれさ

庭をはのらと又庭ふみならしなとか、候へき語たる言上候、

〔巻軸〕

舟

岩にふれ浪にあたりて行舟や心をさきにまつくたくらん

海原やそことしられぬ浪の上もかよふ路ありと小舟こくくなり

書

窓のうちにしみうちはらふふる文の手にはなれともまなふとはなし

勝一

四のふみ五のまきのかすくもおさむるみちは一とやせむ

弓

ゆはすもてかきし文字より他の国のゑひす心もしたかひにけん
もの、ふも治代にはあつさ弓ひかぬむかしのためしをやひく

僻案愚點 七十六首

榮雅上

御製 四十二首

勝仁 三十四首

飛鳥井榮雅による奥書にある通り、後土御門天皇の歌は四十二首、
勝仁親王の歌は三十四首に批点が付されている。

二 曼殊院蔵「後土御門天皇 後柏原天皇御歌巻物」

曼殊院所蔵「後土御門天皇 後柏原天皇御歌巻物」(以下「御巻物」と称す)については、その巻頭九首と巻軸三首および奥書の影印が『室町時代美術展図録』(一九六七年、京都国立博物館発行)に掲載されている。

題は一字題で、巻頭歌「霞」以下「雉」の一首目までと「舟」の歌二首から巻軸歌「弓」までの歌の画像を見ることができ。歌は一首二行書きで、批点が付された歌には「御製」「勝仁」と作者が

明記され、批点が付されていない歌には作者は記されていない。
木下政雄氏の解説によると、

この御歌巻物は、四季、雑に渉り百首収められている。このうち四二首は、父君、後土御門天皇の作歌で、勝仁と記されたのが後柏原天皇の作歌である。へ点及奥書は飛鳥井榮雅の書込みである。格調高く、室町時代における和歌巻の典型的な作品である。

と述べられ、寸法は縦三三・三、横一二七八・〇糎、後柏原天皇宸翰、奥書は飛鳥井榮雅筆とある。

凶録に掲載された「御巻物」の影印と「本百首」の和歌を比較すると、次のような異同が見られる。

○「柳」題の二首目の歌

草も木もいつれはあれとをく露や

やな木にみえてまつみたるらん（御巻物）

草も木も何れはあはれと置露や柳にみえてまつみたるらん

（本百首）

○「桜」の二首目の歌

いかならむよみにさくらのなをみな

た、おほうちちの山とおもは、御製（御巻物）

いかならむよみのさくらの花をみなた、おほうちちの山とおもは、

（本百首）

まず、「柳」の歌における異同箇所では、「御巻物」の本文「いづれはあれど」の方が自然であると考えられる。

みちのくはいづくはあれどしほがまの浦こぐ舟のつなでかなし
も
（古今集・東歌・一〇八八・「みちのくうた」）

など、多くの用例のある「いづくはあれど」（どこでもそうだが）の類似表現であり、

もえ出づるいづれはあれどわかなこそ春しるもののはじめなり

けれ（碧玉集・七〇・「左衛門督家会始当座、おなじ心を」）
などの用例もある。

この本文の場合、一首は、「草も木もどれも露が置く場所として
はふさわしいのだが、置く露は春の柳の枝に見えてまず乱れるので
あろう」の意となり、「みちのくはいづくはあれど…」が、陸奥の
さまざまな土地の中から「しほがまの浦」を取り立て、「もえ出づ
るいづれはあれど…」が、春に萌え出る多くの植物の中から「わか

な」を取り立てているのと同趣の歌として、自然に了解される。

「本百首」の「何れはあはれと」の本文の場合、どの草木の風情が勝っているのかと、露が選り好みしている意になるであろうが、ややくだけた内容になり、また字余りも稚拙な印象がある。

次に、「桜」の歌の本文異同であるが、「御巻物」の本文「よもにさく」が、「咲く」と「桜」が掛詞になっており、「四方に咲く桜の花」に示される広い空間が、下の句の「大内の山（内裏）」が場所を示しているのに対応していて、より自然な表現であると判断される。これに対し、「本百首」の「よものさくら」では、「よもの」が「桜」の連体修飾語となっていて、「桜を大内の山と思えれば…」というやや不自然な対応となっている。

「御巻物」は残念ながらその全貌を知ることができないが、凶録所収の影印を見る限りでは、右に示した通り、「本百首」との歌に若干の異同はあるものの、歌は一致し、合点も同一の歌に付され、作者も同じ、榮雅の奥書も一字一句の違いもない。後柏原天皇の宸翰とあるので、父君の後土御門天皇と自身の歌の評価を榮雅に依頼するため、後柏原天皇が勝仁親王時代に書写したものと考えられ、重要文化財に指定されている貴重な巻物である。異同のある二首についても、「御巻物」の表現が自然であると考えられる。従って、これが「本百首」の原本と推察されるが、「本百首」が「御巻物」から直接書写されたものか、あるいは、別の本が介在しての写本であるかは現時点では不明である。

次に、「本百首」すなわち「御巻物」の和歌はいつどのような情況で詠まれた歌であるのか考察してみることにする。

三 「本百首」の詠まれた年次

まず、年次を限定する手掛かりとして、次の三つの要件が満たされなければならない。

- ① 後土御門天皇が在世であること。
後土御門天皇崩御は明応九（一五〇〇）年九月二十八日 五十九歳。
- ② 後柏原天皇が立太子以後であること。
立太子は文明十二（一四八〇）年十二月十三日 十七歳。
- ③ 飛鳥井榮雅が出家して在世であること。
文明五（一四七三）年十二月十七日に五十八歳で出家、没年は延徳二（一四九〇）年十二月二十二日 七十七歳。

右の要件から、年次は勝仁親王の立太子の翌年、文明十三（一四八一）年から飛鳥井榮雅の没年である延徳二（一四九〇）年の十年間に絞ることができる。

右の期間中、古記録に後土御門天皇と勝仁親王の参加した歌会の記事があり、かつ一字題で榮雅が係わったことが確認されるものとしては、次の二つの着到和歌が見出せる。

(一) 文明十五(一四八三)年三月三日起日後土御門天皇主催着到百首
(二) 文明十九(一四八七)年三月三日起日勝仁親王主催着到百首

この二つの着到百首がどのようなものであったのかを確認し、そのどちらかが「本百首」に該当するか否かを検討してみる。

(一) 文明十五年三月三日起日後土御門天皇主催着到百首

文明十五年三月三日から六月十三日まで、後土御門天皇主催の着到百首和歌が行われたことは、『御湯殿上日記』の次の記事で確認できる。

三月三日 けふよりちやくたうの御うたあそはず、おとこたち

もしこの時は、みなよませらるゝ、

六月十三日 百日の御歌けふまでにて、とさまの人すたちめし

て、御たる色々いたされてたふ、たうさものあり、

右の記事には、歌題、参加者等は記されていないが、国立歴史民俗博物館蔵「後柏原天皇御着到百首和歌」(函架番号H600-1622)を参照することによって、さらなる情報を補うことができる。

同着到百首和歌には、その奥書(勝仁親王筆カ)に「大納言入道

點自文明十五年三月三日着到」とあり、これが、『御湯殿上日記』

の記事にある「ちやくたうの御うた」の際に詠まれた歌であることが判明する。歌題は「本百首」と全く同じ一字題で、勝仁親王自筆の自詠歌が二行書きで書写され、大納言入道すなわち飛鳥井栄雅の合点が四十二首に付され、添削・批評が加えられている。主催は後土御門天皇であるが、勝仁親王も参加していたことを示唆する資料でもある。

但し、図版3ならびに図版4に見られるように、和歌は「本百首」とは一致せず、この文明十五年三月三日起日後土御門天皇主催着到百首は、「本百首」には該当しないことになる。

(二) 文明十九年三月三日起日勝仁親王主催着到百首

文明十九年三月三日から着到百首和歌が興行されたことは、『親長卿記』『実隆公記』『御湯殿上日記』から次のように確認できる。

『親長卿記』文明十九年

三月三日 於親王御方(勝仁親王)有百日和歌、予有其催、申故障、重被仰下之間申領状了、

『実隆公記』同年

三月三日 自今日於親王御方有著到百首和歌、題大納言入道(飛

鳥井栄雅) 進上之、一字題也、著到書之退出、著到御人数、御製(後土御門天皇)、御詠(勝仁親王)、伏見殿(邦高親王)、旧院上薦(三条冬子)、按察(甘露寺親長)、新中納言為広(上冷泉)、下官(実隆)、勸修寺中納言(政頭)、姉小路宰相(基綱)、重治朝臣(田向)等也、

三月九日 自禁裏御製、蕨、桜、御談合の子細在之、愚存分申入了、
『御湯殿上日記』同年

六月十一日 上らふ(上臈三条冬子) 同歌あそはしに御まいりにて、御下すかた(下姿)にて御まいり、
十四日 御かたの御所(勝仁親王御所)にての百日の御歌、
けふまでするくとあそはす、めてたさとして、御てうし御所へまいる、やかて御いはひあり、

『実隆公記』の記事により、主催者は勝仁親王であったこと、歌題は一字題でその題者は飛鳥井大納言入道栄雅であったこと、主催者以外の参加者には、次の九名が含まれていたことがわかる。

後土御門天皇、伏見宮邦高親王、三条冬子、甘露寺親長、上冷泉為広、三条西実隆、勸修寺政頭、姉小路基綱、田向重治。

残念ながら、この文明十九年三月三日起日の着到百首の原本も写本も確認されていないので、この着到百首と「本百首」及び「御巻物」が合致するか否かを確定することはできない。

その中で、『実隆公記』の三月九日条に、天皇から「蕨」「桜」の御製の詠草を見せられ、実隆が意見を述べた記録があることは注目される。「本百首」の歌題は、「霞」「鶯」「梅」「柳」「蕨」「桜」「桃」と並んでいて、「蕨」「桜」の二首についての言及は、「本百首」の歌題の配列と一致している。

もし、文明十九年三月三日起日の着到百首の歌題が、「本百首」の歌題と同一のものであった場合、「霞」が三月三日、「蕨」と「桜」は七日と八日の題に該当し、九日に七日と八日の二日分の歌を示したことになる。

これは両者の歌題が一致していないこと、さらに「本百首」が文明十九年の着到和歌ではなかったことを示す記録であるように一見思われるが、実は必ずしもそうではない。

着到和歌は毎日一首宛百日間詠進されることが慣例である。起日と満日には参加者全員が参内して官位の順に詠進するのが原則であるが、それ以外の日は、毎日参内しなくても許されており、何日かまとめて詠進することが通例である。

料紙の形態は巻物、冊子、短冊などが考えられるが、何日かまとめて詠進することになれば、未記入の詠進者のために空白を残しておかなければならないので、巻物の形態の方が実用上使い勝手がよ

いであろう。事実、『実隆公記』文明十二年九月一日の記事は着到和歌の料紙に言及している。

自今日禁裏著到和歌有之、秉燭之後各參集、著到料紙〔兼日可為双紙之由治定之処、猶卷物可然之由今夕雅康卿申入之間俄為卷物云々〕不出来之間頗及遅々、戮刻之後到来、

起日に参加者全員が参内し、着到料紙はあらかじめ双紙（冊子）が用意されていたにもかかわらず、巻物が相応しいという飛鳥井雅康の意見で、急遽巻物を準備することになり、催行が遅れたという記事である。雅康は料紙形態の格式を重んじたとも考えられるが、未記入の詠進者が後で遡って書き込むには、巻物を広げれば一目で記入場所を見つけることができる巻物の実用上の利点も考慮したのではないか。

このような実態を考慮すれば、三月九日に、七日、八日に書き付けるはずの「蕨」「桜」題の歌を実隆に示したことも、ありえたことと考えられ、この文明十九年の着到和歌が「本百首」に該当する可能性は残ることとなる。

現在、着到和歌の原本と確認されている巻物、懐紙断簡、短冊に書かれた詠進歌の書式は全て、五七五の上句と七七の下句の一首二行書きで、最後に署名を示す。天皇・上皇は無署名か匿名、女性は無署名か女房名で二行目の頭を一字下げにするのが通例である。皇

太子は諱または隠名、その他の親王・廷臣は諱または官名を記す。

「本百首」及び「御巻物」の歌が、文明十九年三月三日起日着到百首から抜粋された後土御門天皇と勝仁親王の歌と仮定すると、その本になった当該の着到百首の起日と満日（六月十四日）の詠進歌は次の順序で寄せ書きされていたであろう

三月三日 霞

ふしのねのけふりのすえもかく山や

空もひとつにかすみたなひく

野もやまもかすみわたりていつのまに

草木ははるの色をわかまし 勝仁

（邦高親王以下八名 + a の歌）

六月十四日 弓

ゆはすもてかきし文字より他の国の

ゑひすこ、ろもしたかひにけむ

もの、ふもおさまる代にはあつさゆみ

ひかぬむかしのためしをやひく 勝仁

（邦高親王以下八名 + a の歌）

「本百首」では、後土御門天皇と勝仁親王の歌の順序は前後して一定せず、このこと自体が注目に値するが、その中で、興味深いこ

とに、巻頭の「霞」題と、巻軸の「弓」題の歌は、後土御門天皇、勝仁親王の順で並んでいる。公正を期すため作者名は批点が付された後に記入するので、批点が付された歌しか作者は確認できないが、「桜」「梨」を始めとして二十五首の歌は勝仁親王、後土御門天皇の順で書かれており、巻頭歌と巻軸歌以外は無秩序に並んでいるのである。

「本百首」を着到和歌の抜粹ではなく、後土御門天皇と勝仁親王の二人による詠進歌を勝仁親王が清書して飛鳥井榮雅に批点を依頼したと考えることもできるが、その場合の歌の書き順は後土御門天皇、勝仁親王という順序に統一されるのではないだろうか。「本百首」に見られるような無秩序な歌の並びは、文明十九年三月三日起日のものとは確定しきれないにせよ、着到和歌巻の原本から直接二人の歌を抜粹し書き記したことに起因しているのではないか。

着到和歌が満願成就した後、原本に批点を付してもらったり、清書してから批点を付してもらったりする古記録の記事⁽¹⁾が見出だせる。また、自分の詠進歌を清書して和歌の師匠に批点を依頼した百首歌の自筆本も現存している。左に例を挙げておく。

○文明十五年三月三日起日後土御門天皇主催着到百首に詠進した勝

仁親王自筆百首⁽²⁾ 批点は飛鳥井榮雅。

○文明十五年九月九日起日勝仁親王主催着到百首に詠進した伏見宮
邦高親王自筆百首⁽³⁾ 批点は中院通秀。

○永正十六年三月三日起日後柏原天皇主催着到百首に詠進された伏見宮貞敦親王自筆百首⁽⁴⁾ 批点は三条西実隆。

まとめ

文明十九年三月三日起日着到百首の原本も写本も確認されていないのであるから、「本百首」及び「御巻物」の歌が当該の着到百首から抜粹されたものであると確定することはできない。しかしながら、この着到百首の一字題がすべて「本百首」と一致していた可能性はあり、その題者が「本百首」に批点を加えた飛鳥井榮雅であったことから、この着到百首から抜粹したものが「本百首」であることには、一定の蓋然性が認められるであろう。

以下、「本百首」が文明十九年三月三日起日の着到和歌からの抜粹であったと仮定した場合の推測を記しておきたい。

在位中の天皇は格下の皇太子主催の歌会に参加することはしないのが原則であるが、この時はお忍びで参加されたものと思われる。文明十九年の時点で二十四歳に成長した勝仁親王は、歌会を主催する経験も豊富で、詠作にも自信があったと推量される。だからこそ非公式に参加された天皇と自身の詠進歌を抜粹して、題者である榮雅に批点を依頼し、その結果天皇四十二首、親王三十四首の批点を得た。しかも巻頭の歌と巻軸の歌の作者は明らかであり、両首とも天皇の歌に敬意を表して批点が付されたであろうから、点差はさら

に狭まったかもしれない。親王は満足したかもしれない。

「本百首」ならびに文明十九年三月三日起日着到百首に關し、さらなる資料が出現して、両者のそれぞれについて、さらに両者の關係についての詳細が明らかになることを期待したい。

注

(1) 文明七年三月三日から後土御門天皇主催着到和歌が興行され『実隆公記』三月三日、四月二十六日、二十七日、五月十四日、十六日、二十六日、六月十四日、十七日、七月六日に次のような記事がある。

(三月) 三日 参内「下姿」、自今日百日御著到之和歌可被始由也、

(四月) 廿六日 御著到和歌春夏部且加清書、可被申武家(足利義政)御點云々、(中略)今日春部終功、

廿七日 夏部終功、早速書写神妙之由有觀感、

(五月) 十四日 今夕御著到和歌「秋冬」清書之、

十六日 今日御著到和歌清書終功了、則被進武家、

廿六日 准后(義政)御點「秋冬」今日被進云々、

仍又著束帯参内、付名字了、

(六月) 十四日 今日御著到和歌被終功、祝著無比類、各一

献申沙汰、有二十首御統歌、

十七日 今日御著到恋雜清書終功、

(七月) 六日 御著到和歌「恋雜」武家之御點昨夕被進云々、

名字可付之由被仰下、於寢殿書之、

部立の着到が終了すると原本を臨写し、點者(この場合は足

利義政)に点を付けてもらい、公正な評価を期するため作者名は最後に記入されることが具体的に確認できる記事である。

(2) 国立歴史民俗博物館蔵高松宮家伝来禁裏本『後柏原天皇御製着到百首和歌』函架番号H600-1622(図版3・4参照)

(3) 書陵部蔵『邦高親王著到百首和歌』函番号伏-357

(4) 書陵部蔵『貞敦親王著到百首和歌』函番号伏-527

【付記】本稿執筆にあたり、的確な資料データを何度もお送りくださり、画像掲載・翻刻のご許可にもご尽力をくださった、国立歴史民俗博物館資料係の近藤順子氏に厚く御礼申し上げます。

(もとやま やえこ 本学大学院博士課程後期課程)

